訪問介護重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 075-621-9058 ファックス 075-621-9087

営業時間 月曜日~金曜日 午前9:00~午後6:00まで

《但し、土日祝祭日及び年末年始(12/29~1/3)を除く》

担 当

※御不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 当事業者及び事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

事業者名	StarQ ケア株式会社
所在地	東京都港区赤坂1丁目8番1号
電話	050-2000-5071
事業所名	スターク訪問介護ステーション伏見
事業所所在地	京都市伏見区鍋島町22-1プレスト桃山1階
介護保険指定番号	2670918701
サービスを提供する地域	京都市伏見区全域
第三者評価の実施の有無	なし

^{*} 上記地域以外もサービスの提供を致します。

(2) 当事業所の職員体制

		資格	常勤	非常勤	計
管理者		介護福祉士	1名		1名
サービス提供責任者		介護福祉士	3名		3名
事務職員		員		1名	1名
従	介護福祉士		3名	5名	8名
事	従 事 介護職員実務者研修・介護職員初任者研修 者 1~2級修了者				
者	者 1~2級修了者			14名	14名

(3)サービス提供時間帯

	通常時間帯	早 朝	夜 間	深夜	備考
	8:00~18:00	6:00~8:00	18:00~22:00	$22:00\sim6:00$	
平日	0	0	0	0	
土・日・祝日	0	0	0	0	

^{*}時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1) 提供するサービスの内容について

+	トービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
記	 ち問介護計画の作成	利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画 (ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセス メントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定め た訪問介護計画を作成します。
	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等)の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
身	移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
体	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
	起床・就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
介 護	自立生活支援のための見守り的援助	 ○利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。)を行います。 ○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行います。 ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心必要な時だけ介助)を行います。 ○排泄等の移動時、転倒しないように側につように見守る。) ○車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者がらに見守る。) ○車いすでの移動介助を行って店に行き、利用者がらに見守る。 ○洗濯物をいっしましたりたたんだりすることにります。 ○洗濯物をいっしまととに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
	 買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
生活援i	調理	利用者の食事の用意を行います。
援 助	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
191	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
ì	通院等のための乗車 又は降車の介助	通院等に際して、自動車への移動・移乗の介助を行います。(移 送に係る運賃は別途必要になります。)

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)

- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護する ため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法 定代理受領サービスである時は、利用者から本人負担分の支払いとなります。(介護保険負担割 合証に記した割合)

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○訪問介護利用料金(要介護1~5)(基本報酬)

【 料金表 ─基本料金・通常時間帯─ 】*地域加算10.7円を乗じた金額です。

1 1 亚政	22/1/122	Œ 111 ± 3 1 ₱ 1 111	<u> </u>	0.1110水の心並設	- / 0
利用時間	20分未満	20分~ 30分	30分~	1時間以上~ 1時間30未満	1時間から30分 増す毎に
利用単位	163単位	163単位 244単位		5 6 7 単位	8 2 単位
身体介護	1,744円	2,610円	4,140円	6,066円	877円
分平月暖		緊急時訪問	介護加算 10	0単位 1,070円	9
	2 () 分以上45分末	卡満	4 5 分	分以上
生活援助	179) 単位	1,915円	220単位	2,354円
土伯饭奶	身体介護に引き	続き生活援助を	:行った場合の加	算(20分から起算し	て25分毎に加算、
70分以上を限度) 65単位 695円					
初回加算		2	200単位 2,140円		
仍固加升	(初回訪問月	及び最終利用日	日より2カ月期間が空いた再利用月)		
特定事業所	加算(Ⅱ)		所定単位数の1	.00分の10に相当す	「る単位数
介護職員等	処遇改善加算(I)	所定単位数の1	. 000分の245に村	目当する単位数
生活機能向	上連携加算(I))	100単位(1	. 月につき)	1,070円
生活機能向上連携加算(Ⅱ)			200単位(1	. 月につき)	2,140円
緊急時訪問介護加算			100単位(1	回につき)	1,070円
認知症専門ケア加算(I)			3 単位 (1	. 目につき)	3 2 円
認知症専門ケア加算(Ⅱ)			4 単位 (1	. 目につき)	42円
口腔連携強	化加算	·	1回につき 50 🛚	単位(1 月に 1 回を限度	() 535円

- *基本料金に対して、早朝(午前6時~午前8時)・夜間(午後6時~午後10時)帯は25%増し、 深夜(午後10時~午前6時)は50%増しとなります。
- *上表の料金設定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、お客様の居宅サービス計画(ケアプラン)に定められた目安の時間を基準とします。
- *やむを得ない事情で、かつ、お客様の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金となります。

加算について

- ※ 特定事業所加算は、サービスの質の高い事業所を積極的に評価する観点から、人材の質や確保や介護職員の活動環境の整備、重度要介護者への対応などを行っている事業所に認められる加算です。
- ※ 緊急時訪問介護加算は、利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者が介護支援専門員と連携を図り、介護支援専門員が必要と認めたときに、訪問介護員等が居宅サービス計画にない指定訪問介護(身体介護)を行った場合に加算します。
- ※ 初回加算は、新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した指定訪問介護、 を同月内に、サービス提供責任者が、自ら指定訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が 指定訪問介護を行う際に同行訪問した場合に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算(I)は、「外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等にリハビ

リテーション専門職等からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けて、個別サービス計画を作成すること」「当該リハビリテーション専門職等が、介護予防通所リハビリテーション等のサービス提供の場や ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握したうえで助言すること」を定期的に行うことを評価し、加算します。

- ※ 生活機能向上連携加算(Ⅱ)は、利用者に対して指定介護予防訪問リハビリテーション事業 所の理学療法士等が指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任 者が同行し当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行った場合に加算しま す。
- ※ 介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。同加算は区分支給限度基準額の対象外となります。
- ※ 口腔連携強化加算は、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て 歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果の情報提供を行った時に算定しま す。
- ※ 認知症専門ケア加算は、日常生活に支障来すおそれのある症状又は行動が認められる認知症の利用者に対して、専門的な認知症ケアを行った場合に算定します。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を 求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると 判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断 される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- 宗教に関わる手伝い
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

(2) 交通費

前期2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、提供地域との境界部より介護員訪問交通費の実費が必要です。

(公共交通機関: 実費 自動車: 1km あたり 15 円 バイク: 1km あたり 10 円)

(3) その他

- ①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、お客様 の負担となります。
- ②お客様の依頼により、サービス時間中に生じた交通費(上記記載)はお客様の負担となります。
- ③ 料金のお支払方法

毎月10日頃に前月分の請求書を送付致しますので、26日までにお支払いください。 支払方法は、原則口座自動引き落しとなります。

5. 当社の訪問介護サービスの特徴等

(1) 運営の方針

- 1. 事業所が実施する事業は、利用者が要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多用な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して行う。
- 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4. 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、在宅介護支援センター他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努める。

(2)サービス利用のために

事項	有 無	備
ホームヘルパー変更の可否	0	変更を希望される場合はお申し出ください。但し交代に時間を要することがあります。
男性ヘルパーの有無	×	
従業員への研修の実施	0	概ね1ヶ月に1回研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	0	
緊急時連絡体制の有無	0	連絡先 070-2281-3667 連絡可能時間は 1 を参照

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、御家族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏	名	
土伯区	連絡	先	
	氏	名	
御家族	連絡	先	住所
			TEL

事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族、及び市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 桂 知美

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

8. 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば直ちに身体的拘束等を解く場合。

9. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

10.業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)策定し、 当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に 実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

- 11. サービス内容に関する相談・苦情
- (1) 当社お客様相談・苦情担当

担 当 桂 知美

電 話 075-621-9058

(2) その他

当社以外に、最寄りの市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

伏見区役所健康長寿推進課075-611-1162深草支所健康長寿推進課075-642-3876醍醐支所健康長寿推進課075-571-6747京都府国民健康保険団体連合会代表075-354-9011

年 月 日

訪問介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 京都市伏見区鍋島町 22-1 プレスト桃山 1 階

名 称 StarQ ケア株式会社スターク訪問介護ステーション伏見

説明者 氏名

私は、事業者から訪問介護についての重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

利用者

住所

氏 名

(代理人)

住所

氏 名

(続柄:)

日常生活支援総合事業重要事項説明書

1. 当社が提供するサービスについての相談窓口

電話 075-621-9058 ファックス 075-621-9087

営業時間 月曜日~金曜日 午前9:00~午後6:00まで

《但し、土日祝祭日及び年末年始(12/29~1/3)を除く》

担 当

※御不明な点は、なんでもおたずねください。

2. 当事業者及び事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

市光記力	a 0 トマサート人力。
事業所名	StarQ ケア株式会社
所在地	東京都港区赤坂1丁目8番1号
電話	050-2000-5071
事業所名	スターク訪問介護ステーション伏見
事業所所在地	京都市伏見区鍋島町22-1プレスト桃山1階
介護保険指定番号	2670918701 (介護型)
サービスを提供する地域	京都市伏見区全域
第三者評価の実施の有無	なし

* 上記地域以外もサービスの提供を致します。

(2) 当事業所の職員体制

		資格	常勤	非常勤	計
管理者		介護福祉士	1名		1名
訪問事	訪問事業責任者 介護福祉士		3名		3名
事	務職員			1名	1名
従	介護福祉士		3名	5名	8名
事	び 事 介護職員実務者研修・介護職員初任者研修 者				
者		1~2級修了者		14名	14名

(3)サービス提供時間帯

	通常時間帯	早朝	夜間	深夜	備考	
	8:00~18:00	6:00~8:00	18:00~22:00	22:00~6:00		
平日	0	0	0	0		
土・日・祝日	0	0	0	0		

^{*}時間帯により料金が異なります。

3. サービス内容

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類		サ ー ビ ス の 内 容
個別	別サービス計画の作成	利用者に係る地域包括支援センター又は居宅介護支援事業所が作成した介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメントに基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた個別サービス計画を作成します。
	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助	入浴(全身浴・部分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪など を行います。
	排泄介助	排泄の介助、おむつ交換を行います。
	特段の専門的配慮 をもって行う調理	医師の指示に基づき、適切な栄養量及び内容を有する特別食(腎臓病食、肝臓病食、糖尿病食、胃潰瘍食、貧血食、膵臓病食、脂質異常症食、痛風食、嚥下困難者のための流動食等)の調理を行います。
	更衣介助	上着、下着の更衣の介助を行います。
	身体整容	日常的な行為としての身体整容を行います。
	体位変換	床ずれ予防のための、体位変換を行います。
身	移動·移乗介助	室内の移動、車いす等へ移乗の介助を行います。
体	服薬介助	配剤された薬の確認、服薬のお手伝い、服薬の確認を行います。
144	起床·就寝介助	ベッドへの誘導、ベッドからの起き上がりの介助を行います。
介護	自立生活支援のための見守り的援助	 ○利用者と一緒に手助けしながら行う調理(安全確認の声かけ、疲労の確認を含む。)を行います。 ○入浴、更衣等の見守り(必要に応じて行う介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを含む。)を行います。 ○ベッドの出入り時など自立を促すための声かけ(声かけや見守り中心で必要な時だけ介助)を行います。 ○排泄等の際の移動時、転倒しないように側について常に見守る。) ○車いす等での移動介助を行って店に行き、利用者がらに見守る。) ○車いす等での移動介助を行って店に行き、利用者がらよりするよう援助します。 ○洗濯物をいるよう援を促すとともに、転倒予防等のための見守り・声かけを行います。
4	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。
生活援	調理	利用者の食事の用意を行います。
援助	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。
ì	通院等のための乗車 又は降車の介助	通院等に際して、自動車への移動・移乗の介助を行います。(移送に係る運賃は別途必要になります。)

(2) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受

- ④ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供(大掃除、庭掃除など)
- ⑥ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

4. 利用料金

(1) 利用料

介護保険からの給付サービスを利用する場合は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、 法定代理受領サービスである時は、利用者から本人負担分の支払いとなります。(介護保険負担 割合証に記した割合)

ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

○利用料金(事業対象者、要支援1·2)

お支払いいただく料金の単価は下記の通りです。*地域加算10.7円を乗じた金額です。

	クロー・・ 1212 (中型) 間は 間の 間の でありの 2011 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
	週1回		程度	週2回程度		週2回超程度
介護型(単位数) 117		6 単位	2 3 4 9 単位		3727単位	
月額	月額 12,		83円	25,134円		39,878円
生活支援型	(単位数)	987	単位	1972単位		3129単位
月額	Ę	10,5	60円	21,110円		33,480円
200単位(初回訪問 初回加算			月及び最終	終利用日より		2,140円
MINISH	2 カ月期間7	が空いた再利用月)			2,11011	
介護職員	曼処遇改善加 算	章 I	所定単位	三数の1000分の2	45に木	目当する単位数
生活機能向上連携加算 I		100単位(1月につき)		1,070円		
生活機能向上連携加算Ⅱ			200単位(1月につき)		2, 140円	
口腔連携強化加算				50単位/月		5 0 5 H
			(1月に1回を限度)		535円	

加算について

- ※ 初回加算は、新規に個別サービス計画を作成した利用者に対して、初回に実施した日常生活 支援総合事業を同月内に訪問事業責任者が行う場合又は他の訪問介護員等が行う際に同行 訪問した場合に加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算 (I) は、「外部の介護予防通所リハビリテーション事業所等にリハビリテーション専門職等からの助言を受けることができる体制を構築し、助言を受けて、個別サービス計画を作成すること」「当該リハビリテーション専門職等が、介護予防通所リハビリテーション等のサービス提供の場や ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握したうえで助言すること」を定期的に行うことを評価し、加算します。
- ※ 生活機能向上連携加算(II)は、利用者に対して指定介護予防訪問リハビリテーション事業 所の理学療法士等が指定介護予防訪問リハビリテーションを行った際に、サービス提供責任 者が同行し当該理学療法等と利用者の身体の状況等の評価を共同して行った場合に加算し ます。
- ※ 介護職員等ベースアップ等支援加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取組みを行う事業所に認められる加算です。同加算は区分支給限度基準額の対象外となります。

◇ 保険給付として不適切な事例への対応について

次に掲げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を 求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

① 「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると 判断される行為

- 利用者以外のものに係る洗濯、調理、買い物、布団干し
- 主として利用者が使用する居室等以外の掃除
- 来客の応接(お茶、食事の手配等)
- 自家用車の洗車・清掃等

② 「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障が生じないと判断 される行為

- 草むしり
- 花木の水やり
- ・ 犬の散歩等ペットの世話 等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

- 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
- 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
- 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
- 植木の剪定等の園芸
- ・ 宗教に関わる手伝い
- 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理等

(2) 交通費

前期2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域の方は、提供地域との境界部より介護員訪問交通費の実費が必要です。

(公共交通機関: 実費 自動車: 1km あたり 15円 バイク: 1km あたり 10円)

(3) その他

- ①お客様の住まいで、サービスを提供するために使用する水道、ガス、電気等の費用は、お客様の負担となります。
- ②お客様の依頼により、サービス時間中に生じた交通費 (上記記載) はお客様の負担となります。
- ③料金のお支払方法

毎月10日頃に前月分の請求書を送付致しますので、26日までにお支払いください。 支払方法は、原則口座自動引き落しとなります。

5. 当社の日常生活支援総合事業の特徴等

(1) 運営の方針

- 1. 事業所が実施する事業は、利用者が事業対象者及び要支援状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2. 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健 医療サービス及び福祉サービスが、多用な事業者から総合的かつ効果的に提供されるよう配慮し て行う。
- 3. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って利用者に提供される居宅サービス等が特定の種類または、特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。
- 4. 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、介護保険施設との連携に努める。

(2)サービス利用のために

事項	有	無	備
ホームヘルパー変更の可否	С)	変更を希望される場合はお申し出ください。但し代に時間を要することがあります。
男性ヘルパーの有無	C)	
従業員への研修の実施	С)	概ね1ヶ月に1回研修を実施しています。
サービスマニュアルの作成	С)	
緊急時連絡体制の有無	С)	連絡先 070-2281-3667 連絡可能時間は 1 を参り

6. 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容態の変化があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、 御家族、地域包括支援センターや居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

主治医	主治医氏名	
土佰区	連絡先	
御家族	氏 名	
	連絡先	住所 TEL

事故発生時の対応

利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者家族、及び市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとします。また、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録します。賠償すべき事故が発生した場合は、できる限り速やかに損害賠償を行います。

7. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	桂 知美
7-1101 1017 271-1	/ /

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 介護相談を受入れます。
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかに、これを市町村に通報します。

- 8. サービス内容に関する相談・苦情
- (1) 当社お客様相談・苦情担当

担 当 桂 知美

電 話 075-621-9058

(2) その他

当社以外に、最寄りの市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

伏見区役所 保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課 075-611-1162

深草支所 保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課 075-642-3876

醍醐支所 保健福祉センター 健康福祉部 健康長寿推進課 075-571-6747

京都府国民健康保険団体連合会 代表電話 075-354-9011

年 月 日

日常生活支援総合事業の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて、重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 京都市伏見区鍋島町 22-1 プレスト桃山 1 階

名 称 StarQ ケア株式会社スターク訪問介護ステーション伏見

説明者 氏名

私は、事業者から日常生活支援総合事業についての重要事項の説明を受け、サービスを 受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等 において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

利用者

住所

氏 名

(代理人)

住所

氏 名

(続柄:)